

令和7年12月12日

## 第4回 流山市国民健康保険運営協議会 【資料】

# 子ども・子育て支援金制度の導入について



# 1. 子ども・子育て支援金制度とは

- 国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「子ども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめました。
- その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む子ども・子育て支援法などの改正法が、令和6年6月12日に成立しました。
- 令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。
- 支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円規模となる予定です。

## 子ども・子育て支援加速化プラン



- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- こども誰でも通園制度の創設

## 子ども家庭庁

- 出生後休業支援給付
- 育児時短就業給付
- 国年1号被保険者の育児期間保険料免除

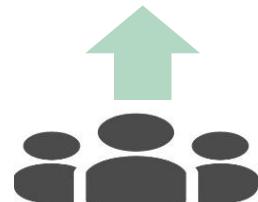


納付

## 子ども・子育て支援金



市町村国保など



徴収



会社の保険など



## 2. こども・子育て支援加速化プランの支援金対象事業について

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

### 児童手当の抜本的拡充 (R6.10~)

- 所得制限の撤廃
- 高校生年代までの支給期間の延長
- 第3子以降の支給額増額（3万円）

出産・子育て応援交付金  
(予算事業)

### 妊婦のための支援給付 (R7.4~制度化)

- 妊婦であることの認定後に5万円、妊娠後期以降に届出を受けた妊娠している子どもの数×5万円を支給

R5~試行事業

希望自治体実施

### 乳児等のための支援給付（令和8年度より全国実施）

- 子ども誰でも通園制度。保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる（子ども1人当たり10時間/月）



### 出生後休業支援給付 (R7.4~)

- 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当給付



### 育児時短就業給付 (R7.4~)

- 子どもが2歳未満の間に、時短勤務によって賃金が低下した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給



### 国年1号被保険者の育児期間保険料免除(R8.10~)

- 自営業者やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

### 3. 子ども・子育て支援金制度の理念・意義など

#### 現在の社会保険制度

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図



#### 子ども・子育て支援金制度



子どもや子育て世代を全世帯、全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みへ

#### 理念・意義

##### 子どもや子育て世代

支援金制度を財源とした少子化対策による給付拡充 → 少子化トレンドの反転を実現

##### 高齢世代や子育て中でない方

実効性のある少子化対策によって国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高める

制度創設に係る実質的な負担は生じない仕組み

この範囲内で  
支援制度構築

軽減効果

社会保障負担率

歳出改革

保険料負担

国民所得

賃上げ

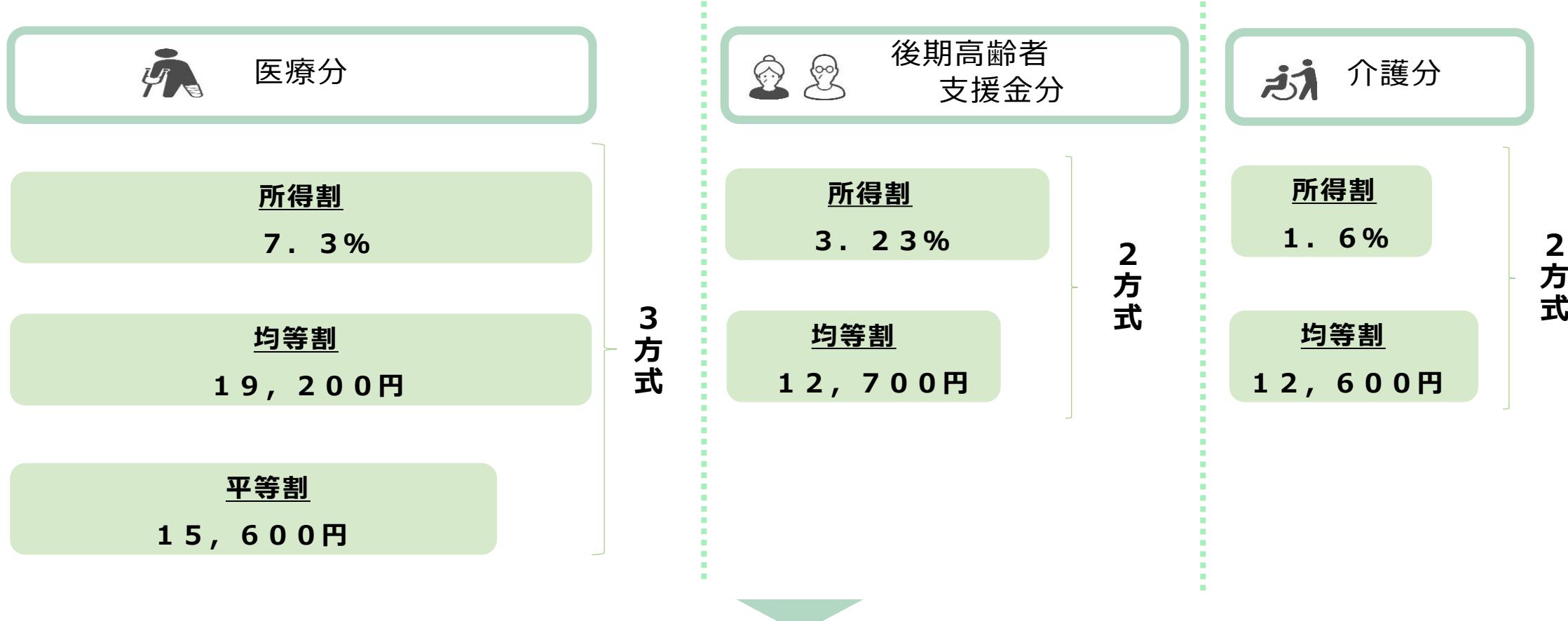
子ども1人あたり平均146万円の給付拡充  
(0歳～18歳までの間)



## 4. 現状の国民健康保険料について

- 国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。
- また、この3つの区分それぞれに所得割（被保険者所得に応じて計算）、均等割（加入者1人ごとに計算）、平等割（1世帯ごとに計算：医療分のみ）があります。

※ 被保険者の総所得金額等が一定基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます（7割・5割・2割軽減：法定軽減）



## 5. 子ども・子育て支援金に係る賦課方式について

### (1) 支援金賦課の仕組みについて

- 支援金の賦課方式は「**18歳未満被保険者**」と「**18歳以上被保険者**」で異なり、「**18歳未満被保険者**」は**均等割**が賦課されませんが、「**18歳以上被保険者**」は**均等割**の他、**18歳以上均等割**が賦課されます。
- 18歳未満流山市国保被保険者の**均等割総額**を、全ての18歳以上流山市国保被保険者で負担し、こどもがいる世帯の拠出額が増えない仕組みとなっています。

#### 例：所得割と均等割の2方式の場合

##### 18歳 未満 被保険者



所得割

##### 18歳 以上 被保険者



所得割

均等割 10割軽減

①

均等割

② - 1

18歳以上  
均等割

② - 2

2方式

### (2) 流山市の賦課方式について

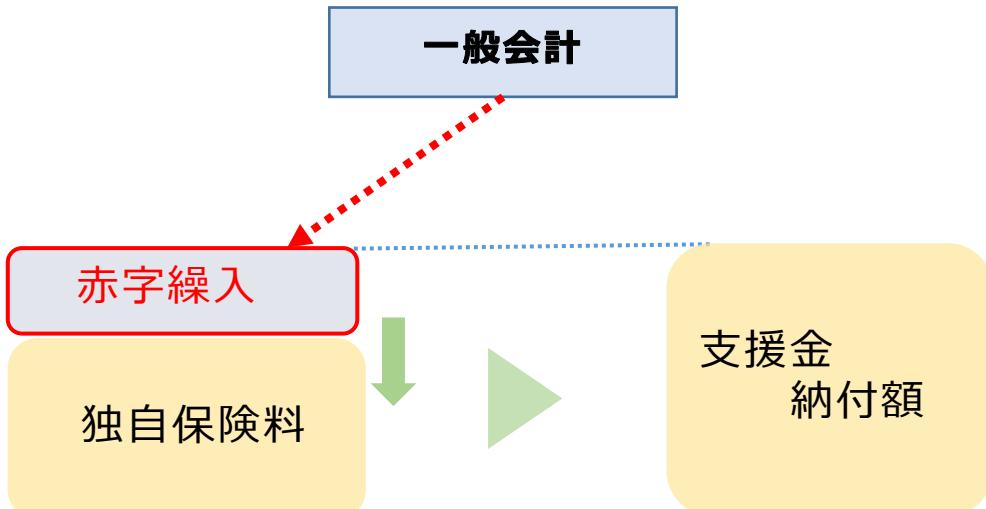
- 千葉県は、**支援金の標準的な賦課方式**について「**2方式**」としています。
- 理由としては、子ども・子育て支援金制度の趣旨から、「**18歳以下の均等割は全額軽減される**」ことを考慮すると、**18歳以下を含む世帯**に対しても賦課する「**世帯別平等割**」は馴染まないとしています。  
→そのため、流山市の賦課方式についても**2方式**とします。

## 6. 料率設定の考え方について（その1）

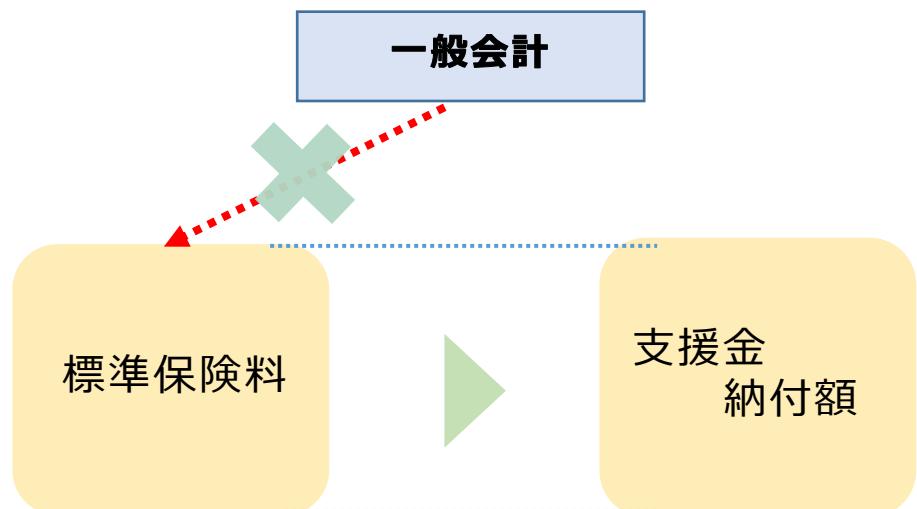
### ポイント1 → 千葉県が示す標準保険料率を採用

- 国は、子育て向けの給付と支援金負担の関係を明確化することを掲げています。
  - また、国及び県は一般会計からの赤字繰入解消を求めており、本市においても赤字繰入の削減を進めています。
  - そのため、新たな赤字繰入を発生させないためには、県に納付する子ども・子育て支援金納付額に見合った保険料率を設定する必要があります。
- 料率は、納付金を賄うための保険料の参考として千葉県が示す「**流山市標準保険料率**」を採用します。

#### 独自に設定する場合



#### 標準保険料に設定する場合



#### 【参考：赤字繰入の現状】

- ・令和7年度当初予算で一般会計から補填している**赤字繰入は約3.5億円**

## 6. 料率設定の考え方について（その2）

### ポイント2 → 千葉県が示す標準保険料率については、仮算定数値を採用

- 令和8年度の支援金納付額に係る標準保険料率については、
  - ① 令和7年11月に示される仮算定値
  - ② 令和8年1月に示される確定値の2種類があります。
- 支援金導入に係る条例改正案及び予算案を令和8年第1回定例会に上程する必要があること、また、国保運営協議会での慎重な議論が必要なため、仮算定値を採用します。



・県が仮算定値提示  
→市で検討作業

・国保運営協議会  
での議論  
(諮詢・答申)

・条例案、予算案  
確定

議会上程

11月下旬

12月

1月

2月

# 7. 県算定の流山市標準保険料率について

**流山市**  
Nagareyama City

**納付金必要額 102,676,094円**

※ 実際に県から示される標準保険料率の均等割、18歳以上均等割は1円単位のため、端数調整して額を設定しています。

**所得割**

**0.27%**

**均等割**

**1,700円**

**18歳以上均等割**

**100円**

**1人当たり支援金額： 年 3,342円 ／ 月額 278円**

(参考 国平均： 年 3,000円 ／ 月額 250円 )



## 所得段階別の支援金額について (単位：円)

### 【1人世帯】

所得	軽減	年間	月額
43万	7割	500	41
73.5万	5割	1,700	141
99万	2割	2,900	241
300万	—	8,700	725
600万	—	16,800	1,400
900万	—	21,000	1,750

### 【2人世帯】

所得	軽減	年間	月額
43万	7割	1,000	83
104万	5割	3,400	283
155万	2割	5,900	491
300万	—	10,500	875
600万	—	18,600	1,550
900万	—	21,000	1,750

### 【3人世帯】

所得	軽減	年間	月額
43万	7割	1,600	133
134.5万	5割	5,100	425
211万	2割	8,800	733
300万	—	12,300	1,025
600万	—	20,400	1,700
900万	—	21,000	1,750

※18歳以上の世帯の場合は、所得は基礎控除前の総所得金額等。

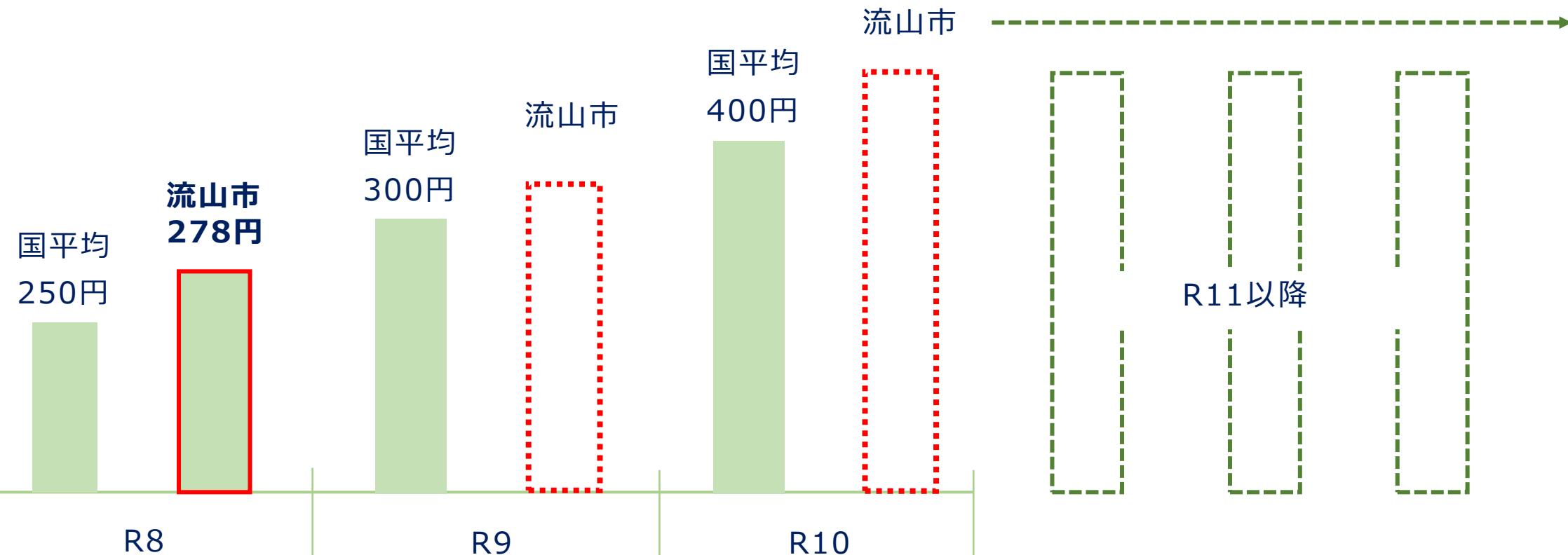
## 8. 令和9年度以降の支援金について

- 国全体で必要となる支援金は段階的に増額となり、令和8年度6千億円、9年度8千億円、10年度1兆円規模となる予定です。
- そのため、被保険者から徴収する支援金についても段階的に増額となります。  
→ 今後、本市においても、令和10年度まで段階的に支援金率を改定していきます。



### 【1人当たり支援金額(平均月額)】

※ 「国平均」は、全国の国保被保険者の平均額（令和6年に国が試算したもの）



## 9. 今後のスケジュール

- 令和7年12月12日（金）： **国保運営協議会④ 資問・説明・質疑**
- 12月23日（火）： **国保運営協議会⑤ 答申案の審議**
- 令和8年1月13日（火）： **市長へ答申書提出（会長）**
- 1月上旬： 令和8年度予算案 及び 条例改正案確定
- 1月中旬： 県から【本算定】標準保険料率明示
- 2月19日（木）： 令和8年第1回定例会（3月議会）へ上程**

【令和7年度保険料見直しに係る諮詢時】

令和6年5月17日



【令和7年度保険料見直しに係る答申時】

令和6年7月26日

